

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

(変更)

			資料番号	4	担当課	農産園芸課
法令名	種苗法	根拠条項	60-2	不利益処 分の種類	表示に関する基準の遵守命令	
<p>○種苗法 (平成十年五月二十九日号外法律第八十三号)</p> <p><b>第六十条</b> 農林水産大臣は、前条第一項及び第二項の規定に違反した種苗業者に対し、同条第一項各号に掲げる事項を表示し、若しくは当該事項の表示を変更すべき旨を命じ、又はその違反行為に係る指定種苗の販売を禁止することができる。</p> <p>2 農林水産大臣は、前条第四項の規定による勧告を受けた種苗業者がその勧告に従わなかったときは、当該種苗業者に対し、期限を定めて、同条第三項の基準を遵守すべきことを命ずることができる。</p>						